

法人

企画課管理用 管 — A — 9

推進主体	大学・女子大学統合準備室
責任者	大学・女子大学統合準備室部長

分類	実施計画	開始年度	完了年度	将来的な継続
管 — A	学習院大学・学習院女子大学の統合に係る設置認可申請及び両大学との調整	令和 6 年度	令和 7 年度	なし

① 目的・内容

本計画は、「大学の再編(院長提案)」に係る構想原案に基づき、令和5年7月26日の理事会において、女子大学と大学の統合計画が承認されたことから開始した。その内容としては、学習院女子大学国際文化交流学部を学習院大学の学部として、最短で令和8(2026)年4月に統合することを目指し、設置認可に向けて準備を進めていく旨決定したことを受け立ち上がった計画となる。

令和5年9月には新たに法人本部内に「大学・女子大学統合準備室」及び専務理事を委員長として委員に両大学長等を含む「大学・女子大学統合準備委員会」が設置され、毎月一回(繁忙期には毎週)の定例委員会を開催すると共に、個別の内容を検討する20の小委員会を設置した。この過程では、他大学の事例調査や文部科学省等への事務相談を重ね、これにより今後の院内機関決定手続きと申請書類関係の作成までの見通しを示し、統合準備に着手した。

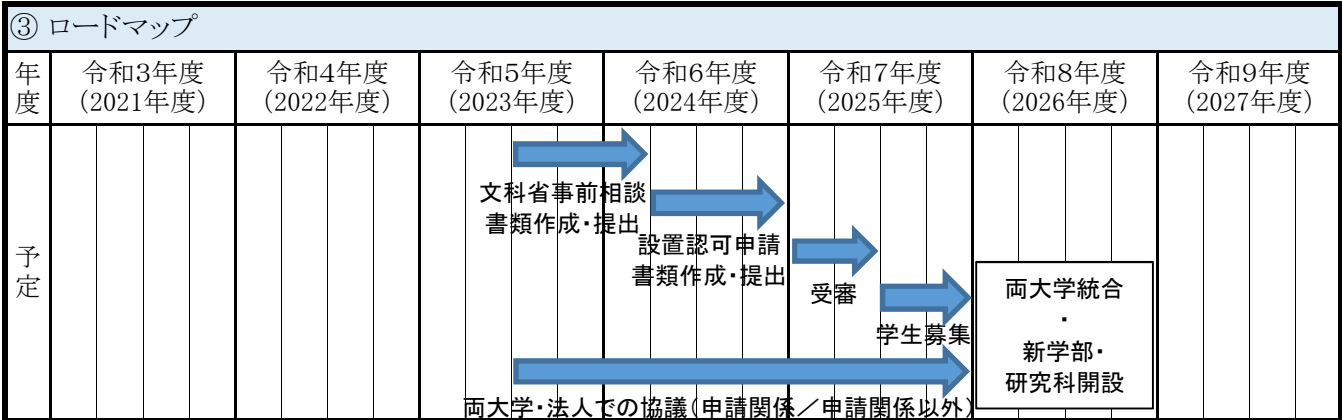
令和5年度内の実施計画の具体的な成果としては、まずこれらの会議体等を通じ法人・両大学での意思決定を重ねたことが挙げられる。また、令和6年1月31日までに各小委員会より提出された答申書を基調に、学部・大学院も含めた最終的な統合に向けた提案書案の作成に至り、令和6年5月の理事会審議を目指すことから、本中期計画の一つとして令和6年度より新たに加えるものである。

令和6年度からの本中期計画における主な目標は、大学・女子大学統合準備委員会での審議等を通じて、①文部科学省高等教育局大学設置室に対し、大学への新学部・研究科としての設置認可申請を滞りなく行い、両大学の統合を実現すること、②統合後の両キャンパスにおいて、授業、学生生活及び大学運営に係る諸制度が円滑に運営されるよう、両大学・法人間で予め必要な調整及び意思決定を実現することの2点とする。

なお、令和6年度から新規に中期計画に盛り込むことは、「学習院ガバナンス・コード」の実施項目1-1-1-12にあるとおり「外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要になった場合、速やかに修正を行える体制を構築する」に基づくものである。

② 到達目標(数値目標/定性目標) ※数値目標を設定できない計画は、定性目標を設定すること。

- ・教育課程、校地・校舎等の教育環境、学部組織等の点で女子大学国際文化交流学部・大学院国際文化交流研究科との同一性を保持した上で、大学への統合を実現する。また、学生サービスの水準を維持できるよう配慮する。
- ・統合実現以降、完成年度(令和11年度)まで見据えた設置計画として立案する。



④ 数値目標の詳細 ※設定できない計画については記載不要。

指標の名称	指標の定義(計算式/説明)						
1	直近	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
目標							
実績							
2	直近	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
目標							
実績							

⑤ 実施計画／実施報告		
年度	実施計画	実施報告／今後の課題
(令和4年度)		
(令和5年度)		
(令和6年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当小委員会より、事前相談に係る提出書類一式を大学・女子大学統合準備室に提出(4月) ・令和6年3月27日理事会での大学院統合に係る構想原案の審議を経た上で、大学・大学院の統合に係る提案書について、4月からの両大学及び法人内での審議を通じ、5月24日の理事会承認を目指す(3月～5月) ・準備委員会でまとめた事前相談に係る書類を大学及び総務部での確認、本委員会での審議・決定を経て、院長決裁のうえ、文部科学省大学設置室への事前相談を行う(6月) ・事前相談結果をうけ、申請書類を取りまとめる(11月) ・設置認可申請書類の文部科学省大学設置室への提出を行う(3月) <p>また、並行して、大学・女子大学統合準備委員会において、統合後の諸制度についての検討・調整を行う。</p>	
(令和7年度)		
(令和8年度)		
(令和9年度)		